

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事
工事地名	群馬県吾妻郡草津町大字草津地先他

2. 工事内容

1)	発注年月	令和 8 年 2 月	1 2)	設計年月	令和 8 年 3 月		
2)	事務所名	品木ダム水質管理所	1 3)	機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
3)	工事番号	0	1 4)	単価適用年月	2026 年 3 月		
4)	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5)	歩掛適用年月	2026 年 3 月		
5)	変更回数	0 回	1 6)	前請負工事費		0	
6)	主 工 種	河川維持工事	1 7)	前 契 約 額		0	
7)	工 事 量	一式	1 8)	調 整 区 分		0	
8)	工 期	731 日間	1 9)	共通仮設費対象額			
		(当初)	至	令和10年03月31日			
		(0 回変更)	至	令和 年 月 日			
9)	施 工 県	群馬県	2 0)	現場管理費対象額			
1 0)	地 区	長野原地区	2 1)	一般管理費等対象額			
1 1)	河川・路線	品木ダム	2 2)	処分費等		0	
			2 3)	公告日	令和08年01月30日		
			2 4)	入札締切日	令和08年03月06日		
	除草工	1 式					
	排水構造物工	1 式					
	学習広報用トイレ設置工	1 式					
	路面清掃工	1 式					
	雑工	1 式					

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
河川整備事業費	堰堤維持費	工事費	(品木ダム)

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		18,380,000			1年目 (R8)	
工事価格		式	1		18,380,000			2年目 (R9)	
工事価格		式	1		36,760,000			工事全体	
消費税相当額		式	1		3,676,000				
工事費計		式	1		40,436,000				

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度）
工事地名	品木ダム水質管理所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 2 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 2 月
2) 事務所名	品木ダム水質管理所	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	長野原地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	品木ダム	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 7 年 1 月 30 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 （令和 8 年度）			式	1		10, 369, 627			
除草工			式	1		3, 659, 962			
除草工			式	1		3, 659, 962			
除草			m2	79, 720	40. 59	3, 235, 834			単-1号
集草・運搬		運搬有	m2	9, 600	44. 18	424, 128			単-2号
排水構造物工			式	1		2, 150, 745			
排水構造物工			式	1		2, 150, 745			
側溝清掃		無蓋	m	3, 810	564. 5	2, 150, 745			単-3号
学習広報用トイレ設置工			式	1		921, 600			
学習広報用トイレ設置			式	1		921, 600			
学習広報用トイレ設置			箇月	9	102, 400	921, 600			単-4号
路面清掃工			式	1		540. 600			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
路面清掃		式	1		540,600				
路面清掃		m2	3,400	159	540,600			単-5号	
雑工		式	1		3,096,720				
雑工		式	1		3,096,720				
雑工		式	1		3,096,720			内-1号	
直接工事費		式	1		10,369,627				
共通仮設費		式	1		925,000				
共通仮設費		式	1		149,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		149,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		776,000				
純工事費		式	1		11,294,627				
現場管理費		式	1		3,873,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価			式	1		15, 167, 627			
一般管理費等			式	1		3, 212, 373			
工事価格			式	1		18, 380, 000			
消費税相当額			式	1		1, 838, 000			
工事費計			式	1		20, 218, 000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	120	25,806	3,096,720			
合 計					3,096,720			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	除草		単位	m2	数量	1	単価	40.59
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	40.59	40.59		
計						40.59		
単価						40.59	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一2号	集草・運搬	運搬有	単位	m2	数量	1	単価	44.18
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
集草	人力	m 2	1	24.68	24.68			
積込・荷卸	ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.49	15.49			
運搬(堤防除草)	ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 4.0km以下 全ての費用	m 2	1	4.01	4.01			
計					44.18			
単価					44.18	円/m2		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	側溝清掃	無蓋	単位	m	数量	1	単価	564. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃（人力清掃工）		無蓋	m	1	564. 5	564. 5		
計						564. 5		
単価						564. 5	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	学習広報用トイレ設置		単位	箇月	数量	1	単価	102, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
快適トイレ			箇月	1	102, 400	102, 400		
計						102, 400		
単価						102, 400	円／箇月	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	路面清掃		単位	m2	数量	1	単価	159
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃（歩道等・人力）		歩道 普通	m 2	1	159	159		
計						159		
単価						159	円／m2	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	10,369,627	直接工事費	10,369,627	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		921,600				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		921,600（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		9,448,027		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		9,448,027		0 0		
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.06 %		0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正 1		
率（補正後）		8.22 %（8.06% × 週休1.02）				
計上額		776,000		0 0		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額 0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	9,448,027	直接工事費	10,369,627		
非対象額計（－）	921,600				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	921,600	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	9,448,027	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.58 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.58 %				
計上額	149,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					925,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,294,627	単独（追加工事）直接工事費	10,369,627	単独（追加工事）共通仮設費	925,000
非対象額計（一）	921,600				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	921,600	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	10,373,027	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	10,373,027		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.25 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	37.34 %（36.25% × 週休1.03）		0 %		
計上額	3,873,000		0		0
			1,172,644（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	品木ダム水質管理所	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	主工種	河川維持工事

工事原価	15,167,627				
純工事費	11,294,627	現場管理費	3,873,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	15,167,627	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	15,167,627	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	15,167,627				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	21.17 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	3,212,373				
業務委託料等	0				
調査基準価格	18,216,000				
調査基準価格の100/110	16,560,000	（ 90.1 % ）			

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）
工事地名	品木ダム水質管理所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 2 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 2 月
2) 事務所名	品木ダム水質管理所	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	群馬県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	長野原地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	品木ダム	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 7 年 1 月 30 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 （令和 9 年度）			式	1		10,369,627			
除草工			式	1		3,659,962			
除草工			式	1		3,659,962			
除草			m2	79,720	40.59	3,235,834			単-1号
集草・運搬		運搬有	m2	9,600	44.18	424,128			単-2号
排水構造物工			式	1		2,150,745			
排水構造物工			式	1		2,150,745			
側溝清掃		無蓋	m	3,810	564.5	2,150,745			単-3号
学習広報用トイレ設置工			式	1		921,600			
学習広報用トイレ設置			式	1		921,600			
学習広報用トイレ設置			箇月	9	102,400	921,600			単-4号
路面清掃工			式	1		540,600			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
路面清掃		式	1		540,600				
路面清掃		m2	3,400	159	540,600			単-5号	
雑工		式	1		3,096,720				
雑工		式	1		3,096,720				
雑工		式	1		3,096,720			内-1号	
直接工事費		式	1		10,369,627				
共通仮設費		式	1		925,000				
共通仮設費		式	1		149,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		149,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		776,000				
純工事費		式	1		11,294,627				
現場管理費		式	1		3,873,000				

設計内訳書

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価			式	1		15, 167, 627			
一般管理費等			式	1		3, 212, 373			
工事価格			式	1		18, 380, 000			
消費税相当額			式	1		1, 838, 000			
工事費計			式	1		20, 218, 000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 雑工

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	120	25,806	3,096,720			
合 計					3,096,720			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	除草		単位	m2	数量	1	単価	40.59
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	40.59	40.59		
計						40.59		
単価						40.59	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一2号	集草・運搬	運搬有	単位	m2	数量	1	単価	44.18
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
集草	人力	m 2	1	24.68	24.68			
積込・荷卸	ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級)(梱包無し)	m 2	1	15.49	15.49			
運搬(堤防除草)	ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積級) 梱包無し 無し 4.0km以下 全ての費用	m 2	1	4.01	4.01			
計					44.18			
単価					44.18	円/m2		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	側溝清掃	無蓋	単位	m	数量	1	単価	564. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
側溝清掃（人力清掃工）		無蓋	m	1	564. 5	564. 5		
計						564. 5		
単価						564. 5	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-4号	学習広報用トイレ設置		単位	箇月	数量	1	単価	102, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
快適トイレ			箇月	1	102, 400	102, 400		
計						102, 400		
単価						102, 400	円／箇月	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	路面清掃		単位	m2	数量	1	単価	159
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路面清掃（歩道等・人力）		歩道 普通	m 2	1	159	159		
計						159		
単価						159	円／m2	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	10,369,627	直接工事費	10,369,627	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		921,600				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		921,600（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		9,448,027		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		9,448,027		0 0		
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.06 %		0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正 1		
率（補正後）		8.22 %（8.06% × 週休1.02）				
計上額		776,000		0 0		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額 0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	9,448,027	直接工事費	10,369,627		
非対象額計（－）	921,600				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	921,600	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	9,448,027	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.58 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.58 %				
計上額	149,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					925,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,294,627	単独（追加工事）直接工事費	10,369,627	単独（追加工事）共通仮設費	925,000
非対象額計（一）	921,600				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	921,600	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	10,373,027	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	10,373,027		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.25 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	37.34 %（36.25% × 週休1.03）		0 %		
計上額	3,873,000		0		0
			1,172,644（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	品木ダム水質管理所	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	主工種	河川維持工事

工事原価	15,167,627				
純工事費	11,294,627	現場管理費	3,873,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	15,167,627	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	15,167,627	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	15,167,627				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	21.17 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	3,212,373				
業務委託料等	0				
調査基準価格	18,216,000				
調査基準価格の100/110	16,560,000	（ 90.1 %）			

(土木工事、鋼橋工場製作工事)

R 8・R 9 品木ダム管内維持工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	20,739,254
(2) 共通仮設費	1,850,000
(3) 純工事費	22,589,254

(1) + (2)

(4) 現場管理費	7,746,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持費等の費用	0

(6) 工事原価	30,335,254
------------	------------

(3) + (4) + (5) + (18)

(7') 一般管理費等 (計上額)	6,424,746
(8') その他費目計	0
(9) 業務委託料等	0

(10) 工事価格	36,760,000
-------------	------------

(6) + (7') + (8') + (9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	3,676,000
---------------	-----------

(12) 請負工事価格	40,436,000
---------------	------------

(10) + (11)

(13) 入札書比較価格	36,760,000
----------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	36,432,000
---------------	------------

(15) 調査基準価格の100/110	33,120,000
-----------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
-----------------	---

(17) 工場管理費	0
--------------	---

(18) 工場製作原価	0
---------------	---

(16) + (17)

((7) 一般管理費等 (計算額) 6,434,106)

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事

品木ダム水質管理所

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
工事価格		式		1		1年目	
工事価格		式		1		2年目	
工事価格		式		1		工事全体	
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度）

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 8 年度）		式		1		
除草工		式		1		
除草工		式		1		
除草		m2		79,720		
集草・運搬	運搬有	m2		9,600		
排水構造物工		式		1		
排水構造物工		式		1		
側溝清掃	無蓋	m		3,810		
学習広報用トイレ設置工		式		1		
学習広報用トイレ設置		式		1		
学習広報用トイレ設置		箇月		9		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路面清掃工		式		1		
路面清掃		式		1		
路面清掃		m2		3,400		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和8年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）

国土交通省 関東地方整備局
品木ダム水質管理所

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 9 年度）		式		1		
除草工		式		1		
除草工		式		1		
除草		m2		79,720		
集草・運搬	運搬有	m2		9,600		
排水構造物工		式		1		
排水構造物工		式		1		
側溝清掃	無蓋	m		3,810		
学習広報用トイレ設置工		式		1		
学習広報用トイレ設置		式		1		
学習広報用トイレ設置		箇月		9		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路面清掃工		式		1		
路面清掃		式		1		
路面清掃		m2		3,400		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8・R 9 品木ダム管内維持工事（令和 9 年度）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 ・ R 9 品木ダム管内維持工事 特記仕様書

令和 8 年 2 月

品木ダム水質管理所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードする ものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 主任技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第5条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載する

ものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 群馬県吾妻郡草津町大字草津地先

緯度 36° 38' 11 " 経度 138° 36' 12"

終点 群馬県吾妻郡中之条町大字入山地先

緯度 36° 37' 41 " 経度 138° 38' 8 "

第6条 コリンズ (CORINS) への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、品木ダム水質管理所所管施設の維持・修繕等を行うものである。

除草工 (令和8年度) 約 80,000m²

学習広報用トイレ設置 (令和8年度) 9ヶ月

管理用道路路面清掃 (令和8年度) 約 3,400m²

側溝清掃 (令和8年度) 約 3,800m

雑工 (令和8年度) 1式

除草工 (令和9年度) 約 80,000m²

学習広報用トイレ設置 (令和9年度) 9ヶ月

管理用道路路面清掃 (令和9年度) 約 3,400m²

側溝清掃 (令和9年度) 約 3,800m

雑工 (令和9年度) 1式

第7条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理 (主任) 技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第8条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は品木ダム水質管理所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第9条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第10条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によるものとする。

第11条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 5.7) 令和7年3月版国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

- ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第12条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第13条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと史料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第14条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-15から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和元年9月」によることとする。

第15条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第16条 施工管理

- 1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- 2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第17条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことによ

り、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和 5 年 3 月)「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は UR(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 18 条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5 kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm × 900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第19条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、品木ダムにおいて 1 箇所 4 人（うち有資格誘導員 2 人）とし、2 日分計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
5. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
6. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 20 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる 経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が 30 ℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 ℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 25 度℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25 ℃以上 となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30 ℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30 ℃以上の日を真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30 ℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30 ℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が 25 ℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休日日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。 上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
 - (3) 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (4) 基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。
当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している 期間、現場休日日は含まないものとする。
 - (5) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6)現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率 に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※ 真夏日補正係数：1.2

第21条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認 のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第22条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP >河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第23条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第24条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

・地域連携 社会貢献を実施するものとする。

3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第25条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第26条 現場閉所による週休2制適用工事(完全週休2日(土日))(受注者希望方式)

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成する

よう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保でき

るよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第27条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第28条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第29条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第30条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
9. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

13. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
14. 評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
15. 発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 3 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、① 取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 2 7 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 3 2 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 3 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 3 4 条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-2の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第35条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する 予定としている。

第36条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められた ときは、これを受けることを拒んではならない。

2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査 員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用 している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点 検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システム を活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現 地の点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第37条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の 最終成果を電子成果品としてで納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完 成図書の電子納品等要領(令和3年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子 データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出 する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はな いが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和3 年3月)」を参考とするものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないこ とを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第38条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受 注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象であ る。

2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、 実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第39条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第40条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

第48条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報

の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 一般施工

第51条 除草

1. 除草については、下表のとおりとし、詳細については監督職員と協議するものとする。
2. 集草、運搬等については下表に示す内容を見込んでいるが、数量・工種等に増減が生じた場合は必要に応じて設計変更の対象とする。

施 工 箇 所 (回数)	工 種
品木ダム水質管理所構内(年2回)	除草(肩掛式) 集草 運搬(距離L=約2.6km)
A、B、C土捨て場(年2回)	除草(肩掛式) 現場処理
その他(年1回)	除草(肩掛式) 現場処理

3. 香草管理用道路及び鈴欄観測所においては森林管理署、群馬県との協議が終了後実施するものとする。

第52条 側溝清掃

1. 路面清掃については、下表のとおりとし、詳細については監督職員と協議するものとする。

2. 堆積土砂量については下表に示す内容を見込んでいるが、側溝の規格違いや土砂の堆積が著しく多い場合などは協議を行い必要に応じて設計変更の対象とする。

施 工 箇 所 (回数)	工 種
A、B、C土捨場(年1回)	人力清掃 無蓋 内幅 20 ～ 70cm、内深 20 ～ 100cm 堆積土砂量(0.15m ³ / m 以下)

第53条 学習広報用トイレ設置

1. 体験学習施設や草津中和工場見学者のためのトイレ(仮設快適トイレ)を設置する。
2. 設置するトイレの仕様は前述「快適トイレの設置」の基準によるものとする。
3. 設置期間は4月から12月の9か月間とし詳細な設置時期は別途指示する。

第54条 路面清掃

1. 路面清掃については、下表のとおりとし、詳細については監督職員と協議するものとする。
2. 塵埃量については下表に示す内容を見込んでいるが、数量・工種等に増減が生じた場合は協議を行い必要に応じて設計変更の対象とする。
3. 塵埃処分費が必要な場合は、協議を行い必要に応じて設計変更の対象とする。

施 工 箇 所 (回数)	工 種
香草管理用道路(年1回)	人力清掃 歩道部相当 塵埃量(普通 0.3 ～ 1.0m ³ 未満 / 100m ²)
鈴蘭観測所(年1回)	人力清掃 歩道部相当 塵埃量(普通 0.3 ～ 1.0m ³ 未満 / 100m ²)

4. 森林管理署、群馬県との協議が終了後実施するものとする。

第55条 雑工

管理上必要な緊急的作業又は維持管理上必要な事項が発生した場合は、監督職員の指示に基づき作業を行うものとする。なお、作業は下表に示す内容を見込んでいるが、数量等に増減が生じた場合は変更の対象とする。

工 種	作 業 内 容	数 量
雑工(令和8年度)	管理維持、修繕等	普通作業員 120人
雑工(令和9年度)	管理維持、修繕等	普通作業員 120人

第4章 その他

第56条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第57条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

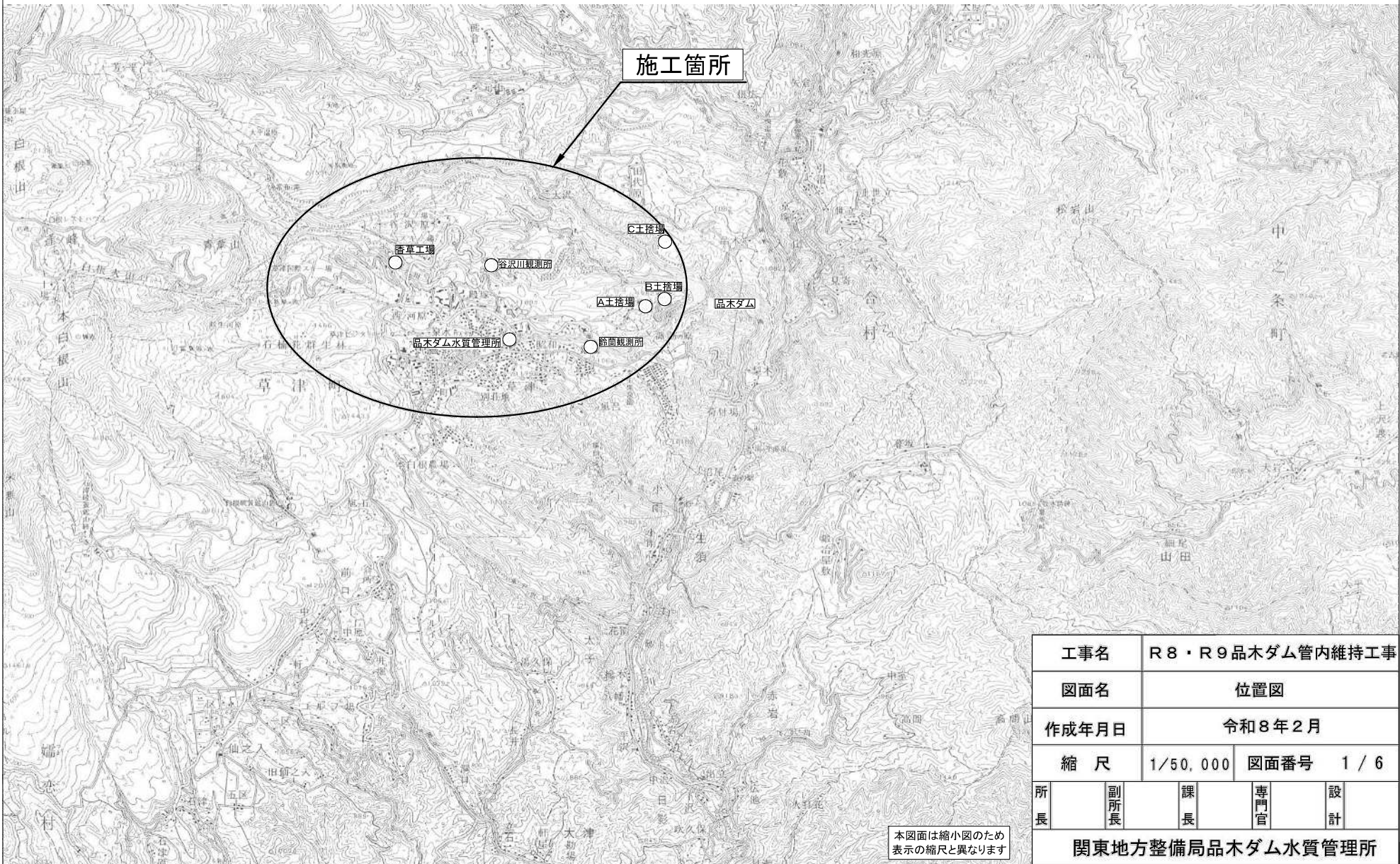
明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に 影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける 内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工 程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、 その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、 その移設期間。	
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時 期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時 期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者 が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用 条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、 建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内 容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、 処理条件等)。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波 障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査	
安 全 対 策 関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、 作業 時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指 定する 場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、 その内 容。	
工 事 用 道 路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場 合は、 その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮 設 備 関 係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継 いで使 用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施 工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、 時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処 理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、 距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する 場合 は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容 及び 期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削 孔数 量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置 き場 所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有 無、 引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性 能、 引渡場所、引渡期間等。 ☒ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第 5 0 条, 第 5 3 条

位置図

0 1000 2000 3000 4000 5000m

施工箇所

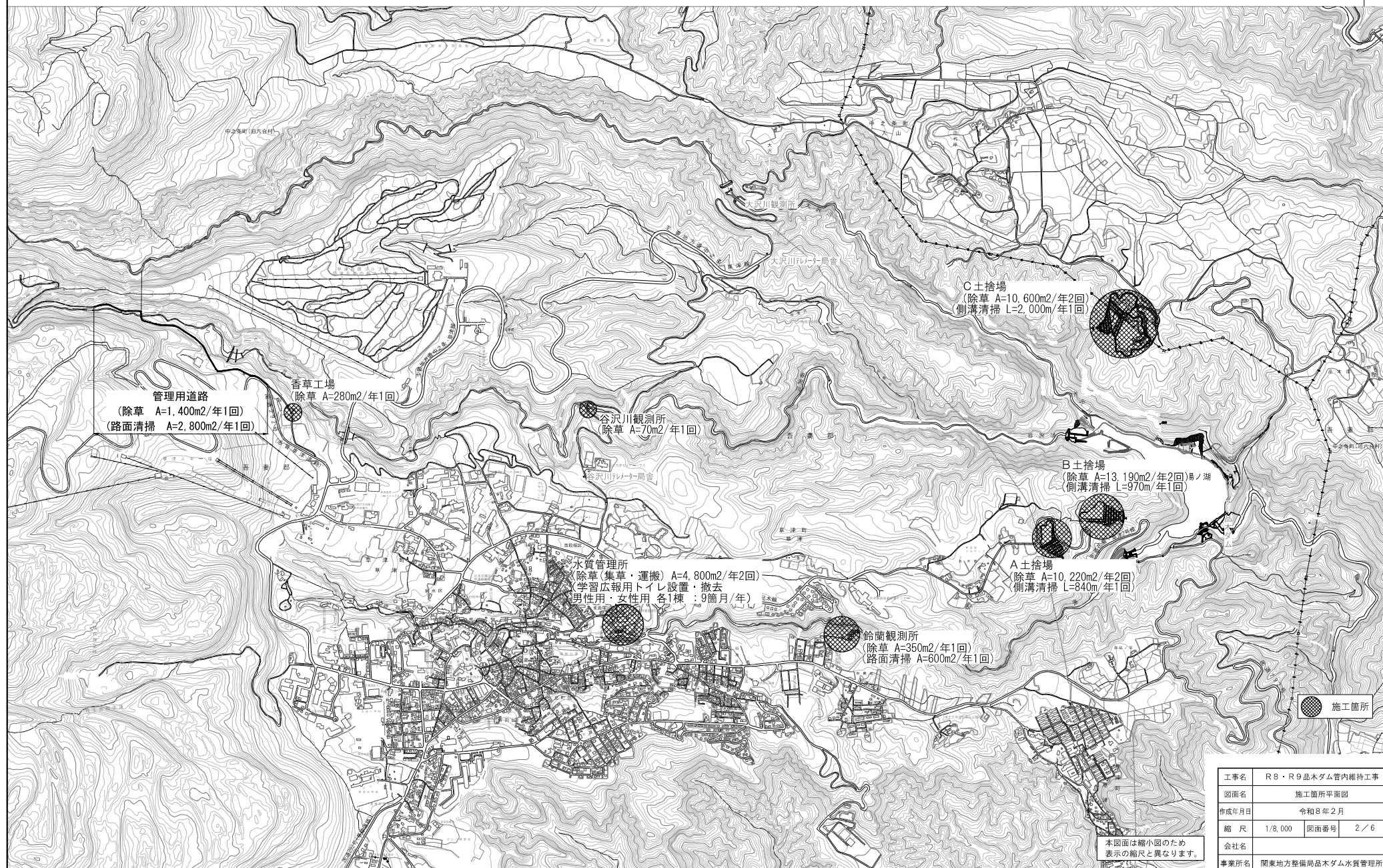
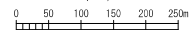


本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります

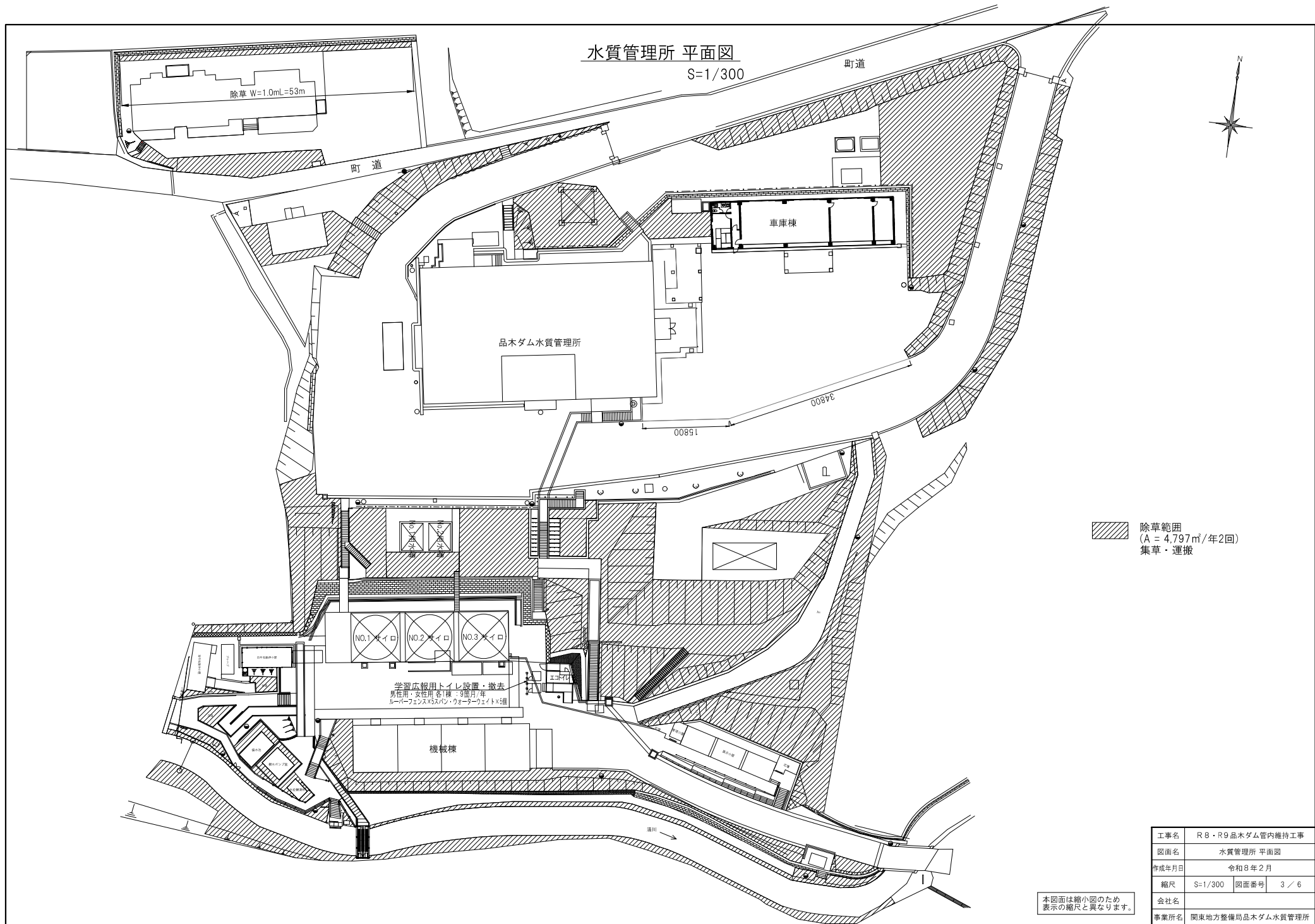
工事名	R8・R9品木ダム管内維持工事			
図面名	位置図			
作成年月日	令和8年2月			
縮尺	1/50,000	図面番号	1 / 6	
所長	副所長	課長	専門官	設計
関東地方整備局品木ダム水質管理所				

施工箇所平面図

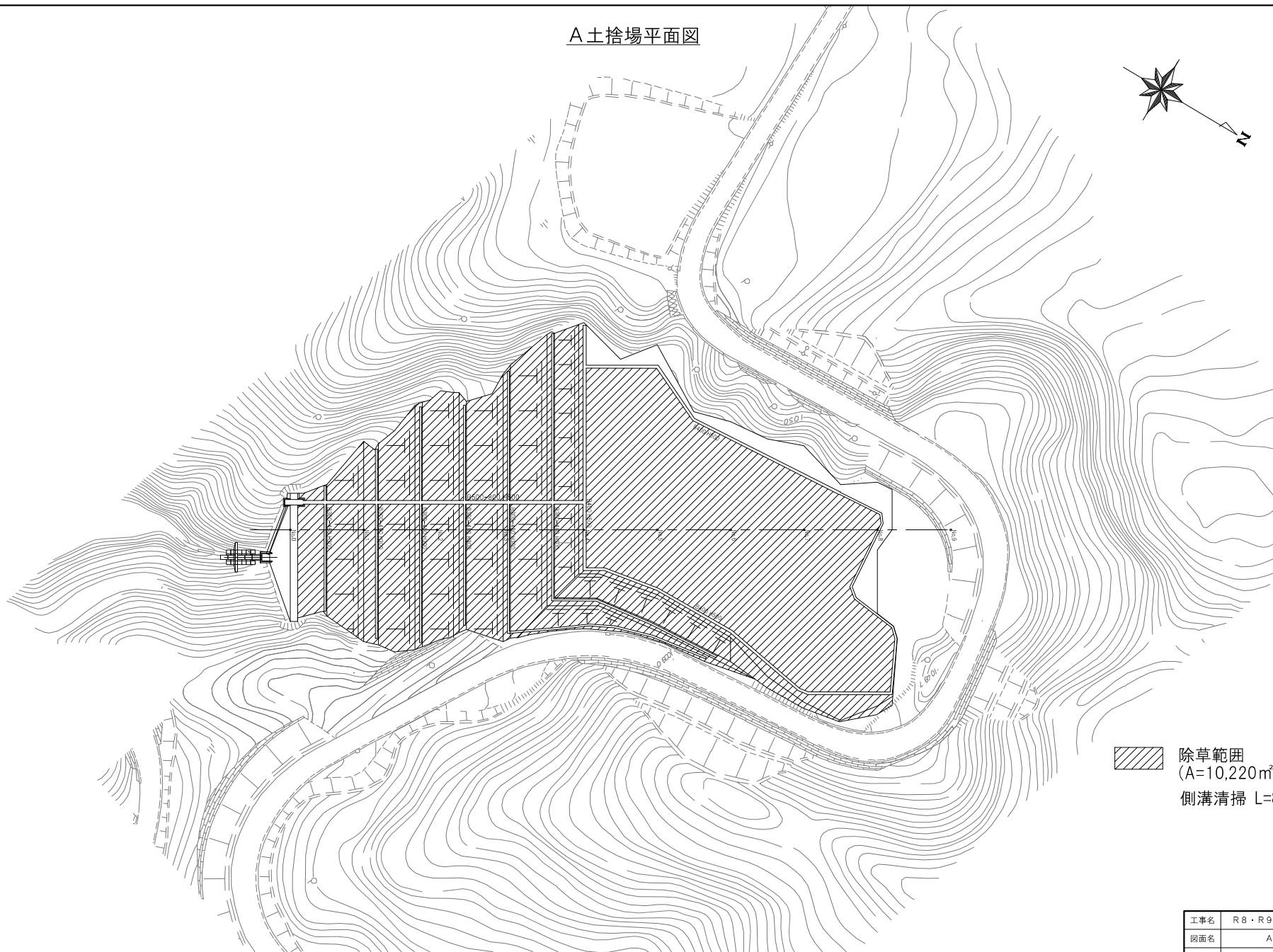
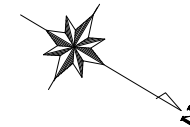
S=1/8,000



工事名	R8・R9品木ダム管内維持工事		
図面名	施工箇所平面図		
作成年月日	令和8年2月		
縮尺	1/8,000	図面番号	2 / 6
会社名			
事業所名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		



A土捨場平面図

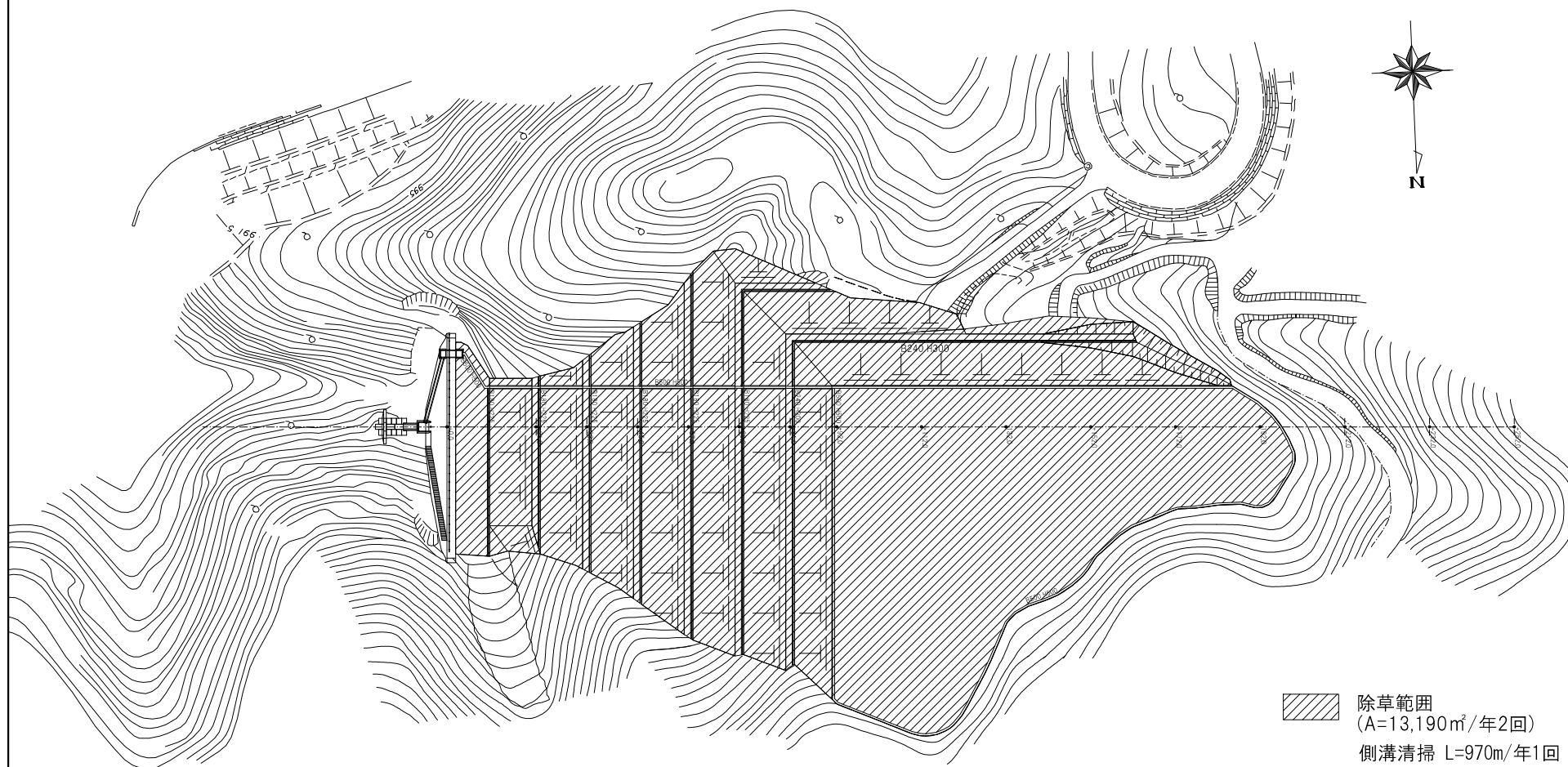


除草範囲
(A=10,220㎡/年2回)
側溝清掃 L=840m/年1回

本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります

工事名	R8・R9品木ダム管内維持工事		
図面名	A土捨場平面図		
作成年月日	令和8年2月		
縮尺	1/500	図面番号	4 / 6
会社名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

B土捨場平面図

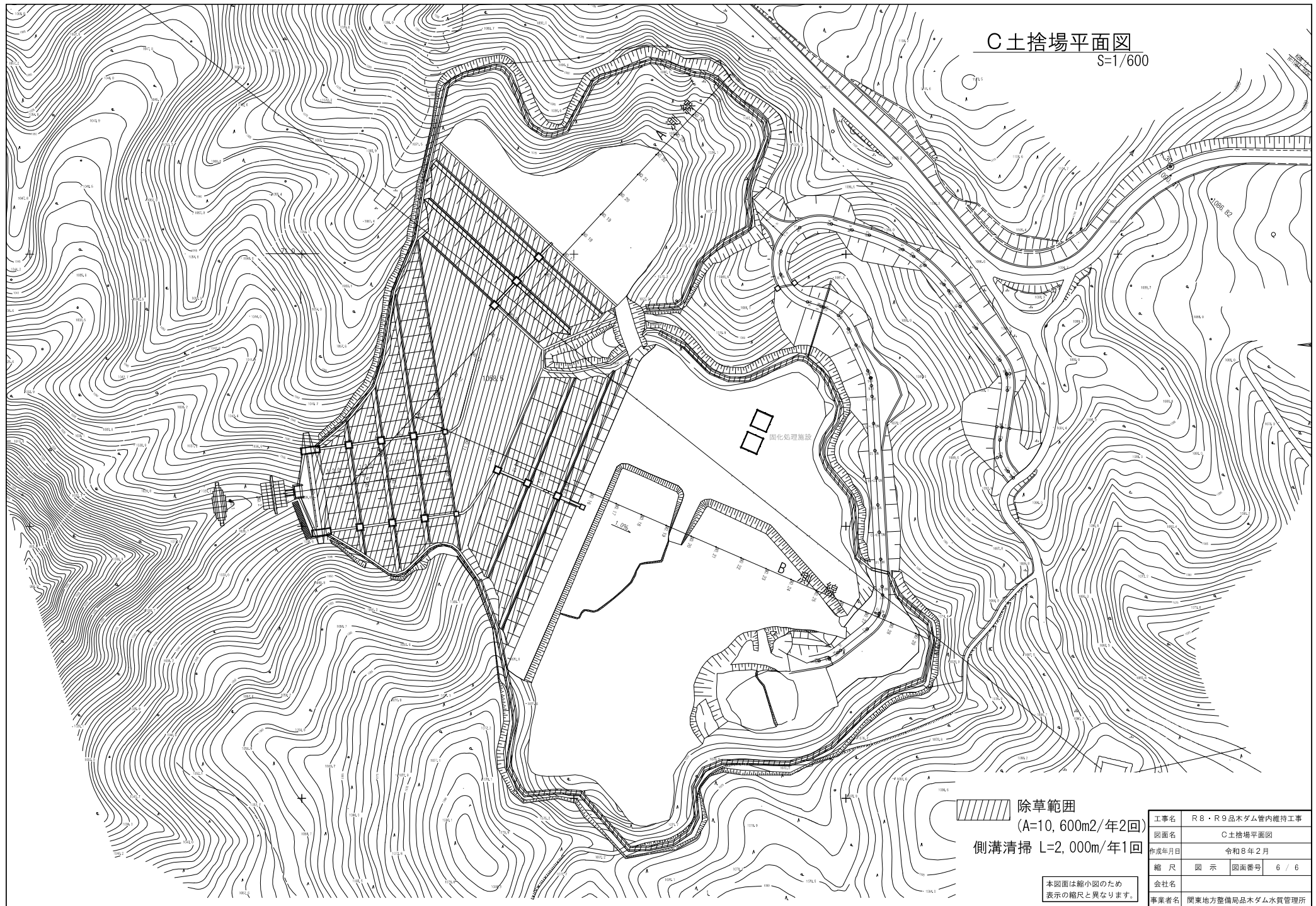


除草範囲
(A=13,190㎡/年2回)
側溝清掃 L=970m/年1回

本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります

工事名	R8・R9品木ダム管内維持工事		
図面名	B土捨場平面図		
作成年月日	令和8年2月		
縮尺	1/500	図面番号	5/6
会社名			
事業者名	関東地方整備局品木ダム水質管理所		

C土捨場平面図
S=1/600



本図面は縮小図のため
表示の縮尺と異なります。

工事名	R・R9品ダム管内維持工事		
図面名	C土捨場平面図		
作成年月日	令和8年2月		
縮尺	図示	図面番号	6 / 6
会社名			
事業者名	関東地方整備局品ダム水質管理所		